

第5章 計算

第1節 会計と開示 (255 頁以下)

1 会計と法規制 (255-257 頁)

240 「会計帳簿」とは何かを理解し、その帳簿が何であるかについて具体的な例を挙げるができる。

238 「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」(会社法 431 条)と規定されることの意味を説明することができる。

239 「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」(会社法 431 条)とは何かを理解し、その具体的内容について例を挙げるができる。

2 計算書類・事業報告・附属明細書 (257 頁以下)

2-1 計算書類・事業報告・附属明細書の内容 (257-265 頁)

243 「計算書類」(会社法 435 条 2 項・会社計算規則 2 条 3 項 2 号)とは何かを理解している。